

第14回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成15年8月12日午後2時00分 招集
- 2.平成15年8月12日午後2時20分 開会
- 3.平成15年8月12日午後3時50分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	宮 本 一 良
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	家 入 哲 也
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	産 山 村	井 道 行
20 番	産 山 村	井 正 吾
21 番	産 山 村	井 武 也
22 番	産 山 村	井 正 明
23 番	産 山 村	市 原 正 文
24 番	産 山 村	井 博 信
25 番	産 山 村	井 邦 子
26 番	産 山 村	志 賀 泰 次
27 番	産 山 村	井 信 也

28 番 波野村 市原 新
29 番 波野村 水野 日出男
30 番 波野村 後藤 新一
31 番 波野村 山口 定喜
32 番 波野村 阿南 洋
33 番 波野村 市原 正次
34 番 波野村 岩下 利明
35 番 波野村 岩瀬 葉津子
36 番 波野村 大塚 國勝

欠席議員

無 し

7.説明のため出席した者の職氏名

無 し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬 國興	次長	大塚 敏彦
局員	井 八夫		井野 孝文
	今村 清信		高藤 裕樹
	井 利則		高橋 祐一
	坂口 英明		

9.議事日程

(1)協議事項

協議第 39 防災関係事業の取扱いについて(継続)
協議第 44 環境対策事業の取扱いについて
協議第 45 農林水産関係事業の取扱いについて
協議第 46 商工観光関係事業の取扱いについて
協議第 47 法定協議会への移行時期について

(2)提案事項

協議第 10 国民健康保険の取扱いについて(継続)
協議第 28 保育事業の取扱いについて(継続)
介護保険事業の取扱いについて
保険衛生事業の取扱いについて
児童福祉事業の取扱いについて

(3)その他

午後 2 時 20 分 開会

日程第1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) お待たせいたしました。本日の会議は定刻よりだいぶ遅れまして申し訳ありません。打ち合わせ等をしておりましたのでお許しいただきたいと思います。

それではただ今から第14回阿蘇中部4町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議はお手元にお配りしております資料によって行わせていただきます。なお本日の会議は全員ご出席でございまして、定足数を満たしておることをご報告いたします。

それでは挨拶に移らせていただきます。最初に河崎会長のご挨拶をお願いいたします。

日程第2 あいさつ

河崎会長

会長(河崎敦夫) どうも皆さん、こんにちは。定刻若干過ぎました。ちょっとそれぞれの関係町村、議員さんの間で打ち合わせがございましたので遅れたことを心からお詫び申し上げます。

さて心配された台風15号、九州の東の方を通過いたしまして熊本県の直撃が免れたわけですが、日本列島各地に多くの災害、被害があったようでございまして、また今年は大型の台風が多く発生するのではなかろうかという予想もされております。我々といたしましては、防災対策に予断を許さないといったところでもございます。

本日は第14回の阿蘇中部4町村合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お疲れでございませうけれども、そしてまたお盆の前の日ということで大変ご多忙のところ定刻どおりにご参集いただきまして有難うございます。

さておかげ様で合併協議会の審議調整項目もかなり進んできたところでありますが、他の協議会の町村の状況など情報の交差する社会情勢にあって、合併を推進することは大変難しいことであることを痛感しているところでもございます。住民の方々にとりまして、協議の状況、或いはまた合併後の姿、行政施策の変化、合併後の行政サービスや住民負担、或いは地域改革施策、そして毎日の他町村の合併状況等を耳にされて、色んな件に不安を持たれ協議のあり方に非常に関心を高められているところでもございます。国の財政的な変化によりまして、税源の移譲、補助金の削減、そして交付制制度の見直しということで、いわゆる三位一体の改革が閣議決定されて、地方にとっては大変厳しいことになっております。各町村の財政状況、事情等々はすでにご承知のとおりでございまして、現状においても厳しい状態であります。これが交付税の削減等になります全ての予算が今より大幅に縮小することになるわけでもございます。我々は苦渋の選択を迫られたところでございますが、国家的行政を厳しく受けとめて、将来の展望にたって4町村の合併を推進していかなばならないとこのように再認識いたしておるところもございます。

本日もたくさんの協議事項、議題を提案申し上げておりますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。有難うございました。

事務局長(岩瀬) それでは続きまして本協議会の顧問であります阿蘇地域振興局の岩下局長さんよりご挨拶をいただきます。

岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) 皆さん、こんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。この協議会も昨年の8月1日に立ち上がりまして、はや1年を経過したところでございます。任意の協議会ということでございますけれども、県内の他の法定協議会と比較しても審議の内容等におきまして、遜色のない協議会でございます。ただ協議内容を見た時にやっと峠にさしかかってきたのかなとそういう感想を持つわけでございます。例えば庁舎の位置でありますとか、或いは選挙区の定数でありますとか、そして住民の負担、また財政シミュレーション、そして町の建設計画、そういう重要な案件についてはこれからのご審議に委ねるわけでございます。

また一方、現在の合併特例法の期限が後1年7カ月しかもうない状況になってきております。県内の状況を見てみますと、法定協議会、或いは任意協議会の解散とか更には鏡町で法定協を立ちあげ後に別の枠組みを求めて住民投票が実施される等の動揺が一部に見られるところでございます。合併協議も峠、或いは難問、重要な課題にさしかかってまいりますと難しい問題が色々出てくるわけでございまして、議論が白熱して動揺することも理解できるわけでございます。しかしながら今回の合併が目指すところは皆様もうご承知のとおり社会経済の環境変化を受けまして、また国、地方を通じた700兆円という危機的な借金といえますか。その財政状況のもとで地方の問題は自ら決定し、地方が自ら責任を持つという地方分権の流れの中でその最も重要な担い手となる基礎的自治体である市町村の行財政の基盤を強化、確立することでございます。そのための最も効率的な手段が合併であるということでございます。このことは菊池郡の南部4カ町村が特例法の期限をにらんで、この1日に法定協議会を立ち上げたわけでございますが、大企業をかかえ、しかも人口も増加しつつある町でさえも、3万人弱の町でさえも今後の動向に相当の危機感をいだいている証拠ではなからうかと思っております。

また非常に厳しい話でございますが、第27次地方制度調査会の中間報告の中で現在の合併特例法の期限後の基礎的自治体に関する議論を機会とらえてご紹介申し上げておるわけでございますが、最新の情報では17年の3月の期限以降の姿というものがおぼろげながら見えてきているところでございます。具体的には、今回合併をしなかった小規模自治体については、5年ないし10年の後に周辺市町村の地域自治組織となることを自ら申請するのか、もしくは一部の事務を残して都道府県が直接当該自治体の事務を行うというものでございます。その小規模自治体の定義についてはまだ詳細ではございませんが、新聞等で1万人以下とか言われておりますけれども、そのへんはまだ不明でございますが、相当に厳しいものでありましてこの11月の最終の報告に注目しているところでございます。

これらのことからさまざまな難しい問題がありましても、住民の福祉の向上のためには合併を成就させることがなによりかと思っております。粘り強く意見や知恵を出しあいまして、譲り合う、譲るべきところは譲り合いながら最後まで協議を続けていただきまして、阿蘇市の発足にこぎつけるよう期待いたしまして冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。今日またよろしく願います。

事務局長(岩瀬) 有難うございました。それでは会議に移ります前にここで河崎会長よりご

報告がございます。お願いいたします。

会長（河崎敦夫） 協議事項に入ります前にその他ということで、先般の前の第13回合併協議会、その他のところで阿蘇町の52の区からなる区長さんの要望事項としてこの合併に關しましての要望事項が提案されました。それを松永議員からの提案でございましたが、それにつきましての取扱い等々についてお諮りいたしますが、本来の協議事項に入ります前に13回のその他の事項で要望書の提出がございました件について、阿蘇町の松永委員の方から説明の申し出がございましたがいかがでございますでしょうか。これを許しますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。それでは阿蘇町、松永委員さんよろしくお願いたします。簡潔によろしくお願いたします。

阿蘇町（松永 勲君） 阿蘇町の松永です。ただ今議長申されましたが、阿蘇町から出された要望書の取扱いについて阿蘇町のご報告をいたします。阿蘇町といたしましても本要望書の取扱いにつきまして、合併特別委員会、或いは議会議員協議会を再三再四開催をいたしました。それを踏まえまして区長会との話し合いも3回程実施をいたしました。その結果区長会の要望の主旨、または本議会の決定に至った理由、双方どちらの考え方も間違いではないということを確認いたしました。皆さん方も各位におかれましてもそのことについては同感ではなからうかというふうに判断をいたします。しかしながら本協議会は4町村合議性を持ちまして意見集約し、決定事項を決めていることを考えれば一度合議決定した事項を再協議するということになれば、これから先の本議会の経緯、会議運営に大きな問題を残すことになり、ひいては合併そのものの成否までも影響を及ぼしかねないこのように判断をいたしました。従いまして阿蘇町区長会からいただきました要望の主旨である財政効率化に対しましてのご意見は議会として、また協議会して真摯に受けとめ、これから先の合併論理の中に活かされるよう最大限の努力をお願いをいたしたいと思えます。また区長会の皆さんにもそのようなことでご理解をいただいたところでございます。いずれにいたしましても、この合併大変大事な問題でございますので、早急に合併が成就しますことを私共も願っておるところでございますし、区長会もそのことを願っておられます。この要望書については以上でのご報告を終わらせていただきます。あとは速やかに本来の協議に移っていただけますように議長のほうに取り計らいよろしくお願いをいたします。

会長（河崎敦夫） お諮りいたしますが、阿蘇町の区長会長がこの協議会のメンバーでございますが、ただ今阿蘇町議会を代表して松永議長からのご報告がございましたが、区長会長の森山さん何か、イエスかノーかで結構です。

阿蘇町（森山幸義君） 阿蘇町区長会の会長の森山でございます。私のほうからも一応色々ご説明申し上げたいと実は思っておりました。しかし今、松永議長さんのほうからですね、お話がございました。非常に内容は等しいようですので、ここで省略させていただきます。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。それでは阿蘇町を除く3町村の協議会の委員の皆さん方、この件については松永委員の挨拶報告のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 有難うございました。大変横道、横道じゃございませんけども、わき道にそれたことをお許しいただきたいと思います。

日程第3 会議録署名委員の指名

会長（河崎敦夫） それでは早速会議を始めたいと思いますが、まず会議録署名委員に一の宮町の園田 盡委員、それから阿蘇町の小笠原徹朗委員にお願いいたしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

日程第4 会期の決定

会長（河崎敦夫） はい、続きまして会期の決定でございますが本日一日でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは本日一日といたします。

日程第5 議題 （1）協議事項 協議第39号（継続） 防災関係事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫） まず協議議事でございますが、継続協議分ということの協議でございますが、前回の継続協議分について事務局から説明をいただきます。

事務局次長（大塚） それでは前回の継続協議分について事務局のほうから説明をさせていただきます。

協議第39号の防災対策事業の取扱いについてでございます。これにつきましては前回の協議の中で阿蘇町の委員さんのほうから、交通災害共済制度について、これ一の宮が今実施しているところでございますけども、それにつきまして事務量とか団体の性格等をもう少し詳しく知りたいとお尋ねございました。これにつきましてはお付けいたしております資料の7ページ目をご覧くださいと思います。全労災につきましては、消費生活共同組合法に基づく厚生労働省の認可を受けて設立されました。共済事業を行う共同組合です。いわゆる営利を目的としない組織でございます。加入状況につきましては7ページ目に資料を付けているところでございます。お尋ねにありました事務量につきましては加入者が共済掛金を事務担当者まで持参し、担当者が全労災へ振り込む。或いは事故等が起りました場合には事務担当者のほうで申請書を渡し、持ってきた書類を全労災に進達するというので、具体的な事務量は0.1人分ないだろうということでございます。また仮に役場が事務を行わない場合につきましては、個人加入となりまして出資金が1,000円必要となり、一の宮の方でも是非これにつきましてはこのまま継続をさせていただけないかというようなことございました。こういったこともございまして、よろしければ前回の提案のとおり新市においても取組むということですのでこれにつきましてはご審議いただけないかと思っております。以上よろしくお願いいたします。

会長（河崎敦夫） それでは今、事務局からの報告がございました。それぞれ各町村からご意

見を賜りたいと思います。まず一の宮さんのほうからお願いします。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎です。それでは協議第 39 号の継続ですね。

事務局次長（大塚） 申し訳ございません。ちょっと私の説明が足りませんでした。もうしばらくお待ちください。協議第 39 号につきまして前回の継続協議でございました。それでこれにつきまして 3 町村のほうは一応原案どおりということでもございましたけども、阿蘇町のほうからはそういったお尋ねがございましたので、ただ今の原案どおりでよろしいかどうかの確認を阿蘇町からお願いできればということで、お願いいたします。

会長（河崎敦夫） 前回は 3 町村原案どおりで、阿蘇町のほうで。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。前回この全労災がやっております共済事業についてですね、中身がどうなのか説明を求めたところでございまして、今、事務局のほうから説明ございましたので、原案どおりで結構でございます。以上であります。

会長（河崎敦夫） それでは引き続き一の宮さんお願いします。

事務局次長（大塚） すいません。継続協議でもう一点ございました。43 号の上下水道の取扱いに関してですが、これにつきまして各町村の意見も色々ございまして今、部会のほうで資料をまた整理して揃えているところでございますので、今回は提案をさせていただいておりません。また次回のほうに提案をしたいと思っておりますので、それにつきましてはそういうことでよろしくお願いいたします。

協議第 44 号 環境対策事業の取扱いについて

協議第 45 号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第 46 号 商工観光関係事業の取扱いについて

協議第 47 号 法定協議会への移行時期について

会長（河崎敦夫） それでは今回の協議事項に移りますが協議第 44 号から 47 号までまとめて各町村のご意見をお伺いいたします。一の宮からお願いいたします。

一の宮町（宮崎昭光君） 失礼しました。私も少し勘違いいたして申し訳ありません。それでは本日の協議事項 44 号、45 号、46 号全て事務局原案どおり決定です。ただし環境対策事業の取扱いについてはですね、自然環境保全のための条例は阿蘇町の例により制定するとなっておりますけども、一の宮のほうでもですね、野生動物保護条例というものがございます。このあたりもですね、確認していただいて決定していただきたいといった要望でございます。46 号までは原案どおりで決定でございます。

それから 47 号の法定協の移行の時期でございますが、色々たくさんの事情がございまして今回は継続といった形を一の宮はしております。以上です。

会長（河崎敦夫） それでは阿蘇町お願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町の高藤でございます。議案第 44 号、45 号、46 号は全て原案、原文のとおりで結構でございます。

ただ 46 号の商工関係事業でございますけども、阿蘇町の委員さんの中に観光協会長の小笠原

さん、小笠原委員おられましてこれから先そういった計画等を協議する上でお願いしたいということが2、3件あるそうでございますので、あとでそのご意見を聞いていただきたいというふうに思います。

それから47号でございますけども、もうここにきまして電算統一の問題だとか非常にタイム的にリミットが迫っている諸問題がたくさん出てまいりまして、できましたら9月1日に法定協議会を設立するような方向で、何とか努力していただきたいということでございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、付則提案がございましたらよろしゅうございますか。

阿蘇町（小笠原徹朗君） では商工観光関係の46号についてでございますけども、まず一番目、この文言について何ら問題はないんですが、新たに制度を設けるということの中でせっかくいただいた資料で企業誘致につきまして、ほとんどが製造業、加工業、修理業と業種が限定されております。ただ今後産業の色んなその構造変化によっていきますと、サービス業なんかも随分大きなウエイトを占めてくるんじゃないかと思っておりますので、その業種の拡大と、それから条件の緩和、そういったものも新たな制度の中に盛り込んでいただければ有難いなとそういうことがこの地域の人口の増加に繋がるのではないかなとそんなふうに考えている次第でございます。それから(3)でございますけれども、観光協会、これはまだどの観光協会も阿蘇郡の中にあるものは民意の団体でございます。これを是非法人化をしていきたい。社団法人ということを目指してやっていきたいと。できれば12カ町村一つになった観光協会が設立できればなと思っておりますが、さしあたっては4町村の社団法人阿蘇観光協会。多少ですがそういったものを設立できたらなと思っております。それについては是非ご協力賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。次、産山村さん。産山さんの方にお願ひします。

産山村（井 正明君） 産山村の井でございます。44号については原案どおりで結構でございます。

45号につきましては二番目の農業関連施設等については収支の把握、これは事務事業の現況調査票には明確に記載されておられますので、そのへんを明確にしていきたい。それから四番目の中山間地域等直接支払制度でございますが、これは現状では4カ町村の支払い方法が異なっておりますので、制度が継続された場合は地域性を考慮した調整等、専門部会で十分な検討をお願いいたしたいと思っております。

それから協議46号で四番目の観光関連施設については調査表では委託費のみで支出については明確にされておられませんので、専門部会で収支状況を調査し再度協議をお願いしたいと。

それから協議47号、これは法定協の移行でございますが、諸問題がまだ残っておりますのでこれらの解決後、次回以降にお願いしたいということでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。波野村さん。

波野村（後藤新一君） 波野です。まず44号これにつきましては原案どおりで結構です。45

号の農林水産業の中、これも一応原文のとおりでよろしいということですが、ただうちの場合は、ちょうど県境にあるわけですね。県境により農家の方が、県外に農地を持っている。ところがそういう農地等についての保全策というのができないわけです、今の法律上は。例えばほ場があってそこに道路が欲しい、農道が欲しい。農道を作りたいが村外である土地の場合は村外になりますから、村外にある農地については波野は手助けはできませんよということで今まで来ておるわけですが、こうした面もある程度ですね、行政外にある土地にかけての保全施策というものができないか。優良農業地を確保していく以上はですね、そうした手助けも何かできないかなというような要望が一部出されました。そのへんは法律的な問題がございしますが、そういった方もいらっしゃるということでございます。45号はそういうことでした。

それから46号も原案どおりです。

それから47号、これ法定協の施行時期ですが、これについては他の町村も言われたように小委員会の動向とか或いは新市になってからの建設的な、これの具体的な施策が提示されなければということでそのへんがあと残っておりますので、期日としては10月以降いわゆる継続ということにやってほしいということでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。協議44号、45号、46号、47号それぞれ4町村からご意見が出ました。事務局のほうでちょっとまとめていただきたいと思います。

事務局次長（大塚） それでは事務局のほうでまとめさせていただきたいと思います。

まずは協議44号の環境対策事業の取扱いについてでございます。これにつきましては4町村とも原案どおりということでございました。一の宮さんのほうから野生動物の保護に関しての条例というのが一の宮にもあるというお話を出していただきました。本日ページの8を一枚紙をちょっと用意しておりますけども、これを前回の資料に差し替えをお願いしたいと思います。この中に先程の一の宮さんの保護条例についても提示させていただいております。今後阿蘇町の例により条例を制定するということになっておりますけども、その中でこの一の宮町の条例の中身につきましても合わせて決めながら検討させていただきたいというふうに考えております。44号につきましては以上のとおりで原案どおりということによろしいでしょうか。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） 続きまして協議第45号でございます。農林水産関係事業の取扱いについて、産山村さんの方からまずは(2)について収支の把握をとということでございました。ちょっとお手元にお配りする、お配りといえますか、各町村に配布をさせるのが遅れまして申し訳ございませんでしたけども、今、お手元に農業観光関連施設の管理、運営にかかる収支及び委託と経費という冊子をお配りしております。ちょっとばたばたとりましたもんですから中身は非常に簡単に収支だけでも出ておりますけども、一応農業関連施設それと観光関係の関連施設ということで今回45号、46号で出しております施設について収支を出させていただきました。これにつきましては確かに産山村さんの、例えば収支状況につきまして収入があって支出がないという形での委託分もありますし、或いは収支を比較して赤字のものもございします。そういったものを踏

まえまして部会としましてはできればこの提案のとおりに現状のままですね、新市に引き継がせていただきまして新市のほうで最終的に調整させていただきたいという考えでございます。

それと先程中山間地の(4)これも産山さんのほうからご意見ございましたけども、これにつきましても部会の方と話をしておりますけども、これにつきましては部会としては、やはり従来どおりの旧町村ごとの枠ですね、そういった配分でできれば引き継ぎたいというふうに考えております。ただ国の要項が、まだ次の要項が出ていないということで、この国の動きを踏まえながら、具体的には作成をしたいというような考えを持っております。部会そのものの意見としましては現行の各町村の配分で考えていきたいということでございます。

それと45号でもう一点、波野村さんのほうの件で県境に農地があって村外にある部分について例えば手出しができない状況になっているというお話でございました。これは先程おっしゃいましたように法律の制限もございまして制度によって取扱いが異なってくるということでございます。部会もこれにつきましては最大限に配慮しながら進めていきたいということでございますけども、一応そういったことでご了解いただけないかという話でございました。以上の産山村さん、波野村さんの件につきましては以上のとおりでございますけども、それを合わせまして再度ご審議をお願いしたいと思います。

会長(河崎敦夫) はい、どうぞ。

阿蘇町(家入澄雄君) 阿蘇町の家入でございます。今、事務局の方からご説明があった44号でございますが、この国の動向を見定めるといのが継続事業と転作ですか。この二つに出ておりますけれども、この国の動向がいつ決定されるのか。中山間整備事業という支払い事業は16年で終了ですね。政府が12月31日までということではしておりますが、その後がすぐ決定されるのか。引き延ばし引き延ばし、国の方向を待っているならばどうなのか。

(4)(5)について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長(大塚) 中山間地域等直接支払制度の継続そのものが決定をされていないと思います。16年度までになっていると思いますけれども。

事務局員(高藤) すいません。産業部会担当をしております高藤です。今の中山間地域等直接支払制度と転作事業なんですけども、この2つの事業につきましては国の事業でございまして、一応2つともですね、平成16年度までにですね、この事業は終了いたす事業でございまして。県の担当あたりのお話を聞いてみると、転作についてもですね、今後17年度からまた新たなですね、すいません。16年度から新しい制度が始まりますし、中山間地域においてもですね、この中山間の農地を守るためには是が非でも必要な事業ということで、この事業についてはですね、16年で終わることではありません。引き続きですね、17年度も継続に向けてですね、今動きがっております。そのさなか国の動向につきましては現段階ではまだ詳しい通達、要項等はですね、来ておりませんので、これにつきましては通達、要項あたりが来た上でですね、産業部会、或いは新市の農政部のほうでですね、新しい取り組みについて取組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

会長(河崎敦夫) 家入議員よろしいですか。

阿蘇町(家入澄雄君) はい、16年度と16年の12月31日ということをお聞きしております。3月31日までではなくしてですね、そうなりますとこの文言がですね、国の動向を踏まえとか、国の制度改正をもって踏まえとか出ておりますので、お聞きしたわけでございます。文言がこのままで皆様がよいと決定されれば私もよろしいです。

会長(河崎敦夫君) 国の制度を見極めながら、これは国の議会でどう出るかまだまだ見通しが見つからないわけでしょうから。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) あと産山、波野村さん残っています。よろしく。

産山村(井 正明君) 産山の井でございます。45号の四番目の中山間地域等支払制度でございますが、私は先程申し上げましたのは現状では4カ町村の支払いが異なっておりますということをお知らせしました。それから制度が継続された場合は地域性を考慮した調整など専門部会で検討いただきたいということで産山の意見として申し上げましたところでございます。と申しますのも配分の方法が各町村によってちょっと異なっており、ちょっと理解に苦しむところもありますが、先程事務局から今の各町村それぞれの配分方法で継続したいということでございました。それでそういうことであれば産山村としても理解できますし、この原案どおりで結構でございます。

会長(河崎敦夫) はい、波野村さん。

波野村(後藤新一君) はい、優良農地の保全ということで県外にある農地についてどうするかということですが、なんとか今の現行じゃできないかということで、今後そういうこともありますよ。ですからそのへんやっぱそういった農地はやっぱり当然確保していかないとということから考えますと、もう少し大きな国としてそういった政策を持ち出してもらうならばという要望事項です。あくまでも要望でございますので、それが入らなきゃこれ原案を認められないということではございませんので、そういうところがございましてということを要望願いたいということでございます。以上です。

会長(河崎敦夫) 45号の農林水産関係の取扱いこれ一応原案どおりということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) じゃこのように取り計らいます。次。

事務局次長(大塚) それでは次46号の商工観光関係事業の取扱いについてでございます。先程小笠原委員さんからおっしゃったことにつきましては今後の協議の中で尊重させていただきたいというふうに考えております。それと産山村さんのほうから(4)につきまして財政状況を調査し、これについては再協議のお話だったと思うんですけど、これについては先程簡単な資料ではございましたけども、後の方に観光関係の収支の資料を付けさせていただきました。以上でいかがでございましょうか。

会長(河崎敦夫) はい、次。46号は原案どおりによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それでは 46 号も原案どおりということでございます、その次協議 47 号これが問題です。

事務局次長（大塚） これにつきましては阿蘇町さんでは 9 月 1 日にできれば法定協へというお話でございましたけれども、一の宮町さん、産山村さん、波野村さんは次回以降にというようなご意見であったように思います。これは次回以降、再度他の小委員会の時とかそういった基本的な協議を踏まえてということで進めてもよろしゅうございますでしょうか。

阿蘇町（小笠原徹朗君） ちょっと私質問があります。

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 先程少々問題がありますという 3 町村のお話でございましたが、先程岩下局長がおっしゃられた 1、2、3、4、5 項目ぐらい重要なポイントがあったのではないかと思うんです。例えば庁舎の位置、選挙区の問題、住民の負担、財政シミュレーション、新市の計画こういうものが示されないと法定協議会には移られないというような意味合いのことでございました。

阿蘇地域振興局長（岩下直明君） 私が申し上げたのは、非常に大事な問題がこれからの審議で出てくるということをお願いしました。これは委員の皆様方の決めようなんですけども、法定協議会で通常は法定協議会の中で決めていかれると思いますが、この阿蘇の中部 4 カ町村の任意協議会は法定協議会とほぼ同じような仕組みといたしますか、しかもメンバーでやっておられるわけでございますので、そこは委員さん方の決め方といたしますか、ご協議をさせていただいて小委員会の結論が出たあとでということであればそうでしょうし、まず法定協議会をたちあげてからやるべきだということであればそうでしょうし、そこは十分ご審議いただければと思います。

会長（河崎敦夫） 何かこの件について、どうぞ。

産山村（井 正吾君） 産山の井でございます。井 正吾でございます。この法定協議の移行時期の協議についてでございますが、財政シミュレーションをはっきりしたシミュレーションを出してからでないと協議に入れないと私は考えておるんですけども。

会長（河崎敦夫） その点、委員のご意見、或いはまた事務局、委員の方向か、財政シミュレーションの問題。はい、どうぞ。

阿蘇町（松村勝美君） 今のですね、法定協議会の移行時期ですが、色々 4 町村したわけですけども、まず法定協議会ですね、これが 17 年の 3 月までというふうな合併期日があるわけですが、任意協議会で法定協並の協議を進めておるとしてもですね、法定協を作ってどうしてもやらない問題があるんじゃないかと思えます。従ってそういった意味でいきますと、できるだけ早く法定協をたちあげてやっていくべきじゃないかなと私共は思うわけですが、ただ先程、産山、波野、一の宮さんのほうからも出ていましたように五つの問題についてあるそうでございますが、今産山のほうからも出ておりましたように財政シミュレーション関係がですね、非常に重要と思えます。従って財政シミュレーションについて事務局としていつ頃任意協あたりに発表ができるのかですね、そこらあたりの時期的なものをお話していただきたいのが一点ですね、それともう一点その財政シミュレーション以降のですね、新市の建設計画がですね、行われると思えますが、

行った後、新市の建設計画の小さいものまでは別としてですね、4町村がそれぞれ総合計画なり振興計画を作りましてですね、それぞれが計画を持っておると思います。従ってそこらあたりの4町村が描いている将来のビジョンそのものがですね、どういうふうに新市の建設計画に反映されていくのかというのが一番重要であると思いますので、そこらあたりをシミュレーションと一緒にですね、やっぱ早く新市の建設計画を出していただこうと、そこが一番重要じゃないかというふうに思いますが、そこらあたりを含めてですね、いつ頃そこらあたりが出せるのかですね、そこらあたりを答弁願いたい。

もう一点ですね、公共関係とかいろいろなやつがありますが、庁舎の位置とか議会の定数の関係とかにつきましてはですね、小委員会に付託されておる訳ですので、小委員会の決裁待ちと思いますけども、そこらあたりが全てクリアできないと法定協議会に移行できないことになります。できるだけ早く急いでやらなきゃならんというふうに思いますので、特にシミュレーションの関係、建設計画の関係、これはできるだけ早くできるならば次の建設計画とか次の任意協議会前にですね、それぞれの町村に提案でもしとっていただいてですね、次の任意協議会でそこらあたりを議論ができるようにですね、一応できるならしていただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

事務局次長(大塚) 今のお話についてお答えしたいと思いますけど、まずは財政シミュレーションについてでございますけども、財政シミュレーションにつきましては今、具体的に町村長会レベルまで調整を進めているところでございます。財政分科会としましては今度の9月にはシミュレーションの提案をしたいというふうに考えておりました。そういったところで今、進めているところでございます。

それと建設計画でございますけども、建設計画につきましては現在各町村の専門部会のほうに先日行いましたワークショップの結果を整理しまして専門部会のほうに送っております。専門部会の中で具体的にそれについて中身の書き込みを進めるところでございます。ですから今月、来月あたりで各町村の委員さんのほうにはですね、その部会のほうから色んなご意見を伺うような形で参るかと思っております。それで色々なご意見をいただければと思っております。現在そういった状況でございます。最終的には建設計画につきましては、できれば10月ですね、協議会で提案をしてまた次のときにというような形で進めさせていただければと思っておりますけども、今のところそれはあくまで予定ということで今後各町村のご意見がこういった形なるかですね、また若干変わってくるかと思っておりますけど、スケジュール的にはそういった形で進めさせていただいております。以上でございます。

会長(河崎敦夫) よろしゅうございますか。ご意見ございませんか、今の。

会長(河崎敦夫君) はい、どうぞ。

阿蘇町(小笠原徹朗君) 何度もすいません。そういうふうに今、事務局からおっしゃられますとどうやら一番懸念しておられる問題は、庁舎の位置と選挙区と議員定数の問題が皆さんご心配されている核心ではないかなと思います。だから合併の期日が決まっておりますんで、あんまりそれを長く待ってやっているわけにもいかないだろう。問題は皆さんが本当に一生懸命合併し

ようという意欲といっそうある程度捨てるものと拾うものをしっかりと識別していただけるような覚悟をしていただけるとできそうかなと私自身は思っております。従いましてこの小委員会で問題の核となっているものをできる限り速やかにご協議願って少なくとも10月には法定協議会が設立できるような勢いで是非お願いをしたいと思います。

会長（河崎敦夫） はい、他何かございませんか。いずれにいたしましても財政シミュレーション、そして新市建設計画、そして今小笠原委員がおっしゃった役場の位置、議員定数等々はやはり重要、最重要課題になろうかと思ひますんで、そういう中で事務的にどのような形で進めていくかということについては、やはり財政シミュレーションと新市の建設計画ということじゃなからうかと思ひますが、このへんのところのご意見ございませんでしょうか。やはり各委員それぞれ財政シミュレーションのそれに伴う新市計画、建設計画等々の重要性というのはお互いの認識で確認してもよろしゅうございますか。そういうことで事務局のこれからの作業等々はそこで最重要視されるわけですが、そこへんの内訳というのを再度事務局のほうでお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

阿蘇町（丸山信義君） 今問題になっている財政とかですね、色々な問題ですが、特に財政とか計画については事務局にお伺いしますが、いつまでかかるかわからん話じゃないんですよ。10月とか9月の話。人数が足らんとかいう話じゃないんです。それならばお願いして人間をきちっと配置していただかんといつまでん待たなん、なります。

会長（河崎敦夫） だからたい。法定協議会を見切り発車にするかせんかも問題だもんな。これは。

阿蘇町（丸山信義君） できるなら今言った財政とかですね、計画については出してもらったがええわけですから、職員が足らんなら町村長にお願いして。いつまでん待っとくということにはいかん。

事務局次長（大塚） すいません。財政計画については特に人員が足りないということではございません。財政のそれぞれの各町村の財政ベテラン担当が今集まって、もうすでにかなりの回数の会議を積み重ねてきているところでございます。特に人員が足りなくて云々ということではございません。

建設計画につきましてはですね、これは人員といいますよりも、各町村のですね、担当職員が全て関わってくることでございます。ですから作業的にはかなり大掛かりな作業になります。特にこれにつきましてもワークショップの結果を踏まえてということで、段階を経てやっておりますのでこれにつきましても職員の数が足りないからということではございません。

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野の水野です。お疲れ様でございます。法定協の問題が出てまいりましたが、先程うちの委員長のほうからも説明がございましたとおり、ただ今のところ小委員会の中に委託されております問題が、先程おっしゃったように二つ問題が出ているわけです。そのような問題もやはりそれなりにクリアしなければ法定協議会の設立にその中で合併をするかしないかということについては議会の議決がいる。皆さんも恐らくそうでしょう。私達もそうなん

です。ですから、そのへんのところを持ち帰って皆さんに申し上げる。その中でそのあたりの話をしなきゃならない。ですから小委員会の中身についてはですね、もう少しやはり決定して10何カ月、16、7カ月ぐらいはかかるだろうというようなお話もあるわけですから、中身についてはやはり小委員会に付託してあるから、私もその委員の一人ですが、審議を進めてからじゃないかな。ただし、ご承知のように合併が目的だけであって、私はならないと。やっぱりあくまで合併は手段であって、今のところ阿蘇の私達の流れをみると何とかして17年の3月までに駆け込む、間に合うようにしようと。それはあめが貰える方が貰えない時より貰える方がいい。それは貰える方がいいです。しかしその中の審議がおろそかになってはいけません。合併したことによってある小さな自治体が後で合併の後遺症を作るようなことだけは避けたいかな。私達はそのようなところを十分に考えた上でこの小委員会というものに取り組んでいるわけです。以上です。

会長（河崎敦夫） 他ご意見ございませんか。

事務局次長（大塚） それでは本日のこの場で、法定協への移行のための課題を出していただきました。それぞれにつきまして、事務局のほうでもできるだけ早くですね、まとめられる形でしていきたいというふうに思います。この件につきましてはもう一度。

会長（河崎敦夫） ただ財政シミュレーション、新市建設計画等々がクリアできなければ法定協議会に進めないということなのか。或いはそれと並行してシミュレーションも建設計画も並行して法定協議会の設置をするとそういうことなのか。本来ならばですね、納得する法定協議会を立ち上げがしたいんです。理想的でしょうけども、最終的な法定協議会の立ち上げの時期、タイミングというのが果たして10月1日、或いは11月1日、12月ということでもいいのか。そこへんの見通しである。どうでしょう。少なくとも10月1日に立ち上げなくてはやはり目的に達せない、目的が達し得ないというものなのか。そのところを。

産山村（井 武也君） 議長。

会長（河崎敦夫） はい。

産山村（井 武也君） 産山の井でございます。井 武也です。事務局からご説明がありましたが、皆さん方のご意見もあろうかと思えますけども小委員会でやるべき問題もあり、しよわなければならぬ問題があります。そういう問題を絡みますとやはりこの法定協議会というものは速やかに行う、決定しなくてはならないとは思いますが、次回以降にするということにしたほうが期日を決定するよりも、その進行方法によってまた決定したほうがいいんじゃないかというような感じがいたしますがいかがでしょうか。

一の宮町（宮崎昭光君） ちょっと、いいですか。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 合併のスケジュール的に考えてですね、事務局としてですね、その法定協への移行時期のタイムリミット。それをですね、出してください。それによってですね、各町村それなりに一応合併に向かったの協議会ですのでそういった形で協力をとらざるをえんと思います。それを出していただければですね、我々の町も協議会でもそういった説明もいたします。いつまでも延ばしていいものか。できるとでしょ。そのあたりを最低どのあたりまでが法

定協に移していただきたいといった話を出してみてください。何もかんも決まってからと言っても。

事務局次長（大塚） すいません。法定協の移行につきましては、議会の議決事項ということで非常に重要な問題でございますので、ただ今、宮崎委員さんからご指摘いただきましたのは、事務局の要望という形ですね、お話をさせていただきたいと思っておりますけども、現在電算関係で電算業者が選定されております。実際にはすぐにでもそういった移行作業に移っていきたいというのが事務局の本音でございます。今、電算の業者につきましてはですね、最終的には議会の議決が得られなければ契約もできませんし、その議会の議決も法定協議会のある程度方向性が見えないと出られないだろうということで、待ってもらっている状況でございます。ですから先程 9 月 1 日という話もございましたけど、できればですね 10 月 1 日までにですね、法定協議に移ればというのが事務局の希望でございます。これはあくまで希望としてですね、ご理解いただければなと思っておりますが、そういうことでございます。

会長（河崎敦夫） 16 年度いっぱいですか。それで 17 年の 3 月 31 日までに合併するという期日があるわけですね。それで逆算して今、おっしゃったのがいつならば法定協議会を立ち上げれば 17 年の 3 月 31 日までに間に合うかと、そういう論法ですね。そのためにはやはり財政シミュレーション、新市建設計画がなされて法定協議会の議決が得られるのか。法廷協議会の議決とそれと並行して財政シミュレーション、新市建設計画、並行していくのか。だから日にちを決めとかんとするずるになって時間切れというのもあり得るわけですね、これ。だからそこへんで非常に難しいし、このへんをもうこれ協議会で話し合いをしていかねばならない。ずるずるいってとうとう 16 年度の 3 月 31 日に期限がきれて 17 年の 4 月になったというのではどうも仕方ないのじゃないかと思えます。

波野村（後藤新一君） はい。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

波野村（後藤新一君） 今申し上げたように法定協の設置については緊急事項であります。そうならば議案の提出、提案はどうやって説明しますかということですが、もちろんこれは財政見直し、シミュレーションですね、それから新市の計画これははっきりと目に見えなきゃだめだということですよ。ましてはまだ小委員会に付託している二つの事項についてもはっきりした線が出なければですね、私は議会に提案されても議会が否決すると思えます。ですから、そういった意味合いで是非ともこれをある程度、目に見えてからでなければ期日は定めできないということです。全て決まってからではなくしてある程度目途がたてばですね、それはそのへんで将来分かってくると思えますんで、その私意味があったから期日の決定はちょっと無理だということです。

産山村（志賀泰次君） よろしいでしょうか。

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

産山村（志賀泰次君） 産山の志賀です。お世話になっております。うちの後継者、農業者、中山間地で非常に劣悪な中で農業をしていると思えます。その中でどうしてもですね、やはり議員の定数、それから新市にかけての建設計画そういうシミュレーションがないとですね、うちの

後継者等はですね、非常に不安を感じておるわけでございます。先程承認がありました 45 号 4 の中山間地等におきましても、うちの委員長のほうから話がありましたようにではなく原案どおりというふうにとりましたけれども、阿蘇町とうちとでは非常に支払制度はですね、違いがございまして。そういうところを 4 でそのまま原案どおりと非常にまた不安を感じるわけでございます。だからどうしてもやっぱり財政シミュレーション、それから建設計画ですね、それから色々な事項、議員の定数、それから本庁をどこに置くか。そういうのをはっきりさせた上でやはり進んでいただきたいとそう思っておりますけれども、非常にすいません。

会長(河崎敦夫) それぞれ法定協議会立ち上げの期日についてのそれぞれのご意見がございました。まだまだそれぞれご意見があろうと思いますが、一応これは次回ということによろしゅうございますか。ただしその間において事務局で財政シミュレーション、或いは新市建設計画等々の急がれる面はですね、急いでいくということを前提にしてそういうことによろしゅうございますかな。はい、どうぞ。

阿蘇町(小笠原徹朗君) ちょっとすいません。さっき 10 月 1 日がご希望であると要望であるというその事務局のお話でしたが、事務局として本当に可能な限り延ばしてどれくらい延ばせるんですか。11 月、12 月、そのね、一番最後がどこなのかということをはっきりしてください。

事務局次長(大塚) 先程の電算の関係もございまして、電算の関係が今、合併が平成 17 年 3 月としますとそれの 6 カ月前までにですね、できたら組み上げたいという考え方を持っております。といいますのが、それは当然システムがおかしければ合併後の住民の方に影響を及ぼすものです。そういった点で今もう現在の状態がぎりぎりの状態でありますけれども、結局その電算の組み上げが、3 カ月最大でマックスで 3 カ月だと思えます。2 カ月から 3 カ月先に延ばせるぐらいの状況はあると思えますけれども、ですから 10 月 1 日というのが 11 月、せめて 12 月 1 日そこまでが最大限のマックスだろうと。ただ先になればなるほど当然そういった不安が出てくる話でございますので、うちとしてはもう合併の予定の 6 カ月前には全てを終えてしまいたいという気持ちでございます。最大限マックスと言われると 11 月、12 月ぐらいまでには。

阿蘇町(小笠原徹朗君) 最大限ということは 12 月と、12 月 1 日までと。ご確認申し上げます。

事務局次長(大塚) 今ちょっと電算の担当と話しますと、11 月が最大のマックスというふうに言っております。

阿蘇町(松村勝美君) 電算の関係ですね、法定協に移行しないと県の交付金がないと。法定協に移行した場合にならんとですかね。その金を利用して電算関係のシステムを作っていくというふうなことですが、当然ですね、R K K コンピューターサービスに既に前回の任意協議会の中ですね、電算関係について一応発注しましょうということで、任意協議会で決まると。従って決まった以上はですね、それなりにソフト開発関係は時間がかかるとはしょんなかとですよ。相手は決めとってソフト関係は進められんというのは何か理由があるんです。それはどこかですね、交付金が間に合わんということであればですよ、4 町村単独でも少し予算でも組んでですね、やっていくというふうなことはできないんですか。そこらあたりはよくわからんとですよ。

R K K コンピューターについては決定しとつとでしょ。正式にこの前任意協議会で決定したと思いますが、そこらあたりよく分からんとですけど、いわゆるソフト開発で7億いる前のですね、前段の経費としてはどれくらいいっとですか。

事務局次長（大塚） 経費といたしましては、今年度の見込みが約全体で1,000万程度です。来年度はですね、完全に組み上げ作業になりますので来年度は先程おっしゃいましたように億単位の予算を立てますけども、今年度は前段の調査という形になりますのでトータルで1,000万程度というふうにみております。ただおっしゃいましたように1,000万の予算であっても将来としての議会の議決が必要であるということで、そこがこう私達のほうもですね、予算をくださいというふうな形でなかなか強く言えない部分でございます。

会長（河崎敦夫） 今日のこの席では解決できんような問題であります。

産山村（井 正明君） 産山の井です。正明です。先程うちの副議長であります武也委員からも要望申し上げましたように今、事務局と財政シミュレーション。小委員会、最大限努力をすることによって先に見えるかたちを作ってもらいたい。そして次回協議をしていただくということをお願いをしたいと思います。次回協議をして10月にそれは法定協に移行ができるかもしれないし、11月になるかも分かりませんが、とにかく今日はいつという日にちは決まりませんので、次回以降にこの問題協議してもらおう。その間事務局と小委員会私どもも小委員でございますので小委員会の委員でございます。最大限の努力をしていただくということで一つ解決をしていただきたいと。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。それでは委員さんそれぞれご意見ございましたけれども今、産山の井委員からやはり努力するしこして、そしてまた結果を見出すということでございますが、次回までにとりあえず継続ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、じゃそのように計られます。有難うございました。それでは大変熱烈なご協議をいただきまして有難うございました。

会長（河崎敦夫） 次回の提案事項についてでございます。事務局から説明願います。

事務局次長（大塚） それでは、次回の提案事項につきまして事務局のほうから説明をさせていただきます。資料の1に基づいて説明をさせていただきます。次回の提案事項は、これは以前継続協議になっていた事項でございますけど、国民健康保険の取扱いについて、それと保育事業の取扱いについて、そしてこれも審議でございますけど、介護保険事業の取扱いについて、保険衛生関係事業の取扱いについて、児童福祉事業の取扱いについてこの五つでございます。厚生部会関係をまとめて提案をさせていただきたいというふうに考えております。なおあらかじめ継続事項につきましても今回提案させていただいて、また再度次回持ち帰っていただいて再協議をお願いしたいと思います。

（2）提案事項 協議第10号（継続） 国民健康保険の取扱いについて

事務局次長(大塚)まず国民健康保険の取扱いについてでございます。これにつきましては前回提案しました時に資料の9ページ目をお開きいただきたいと思いますけれども、国民健康保険の税率につきまして不均一課税にするかどうかというのが前回議論になったところでございます。今回その後の調査等を行いまして、国保税の税率につきましては国民健康保険の医療給付分、介護給付分の税率については合併時に統一するというので、一本化するということで提案をさせていただいております。それと但し書きになりますけれども、ただし旧産山村については、急激な負担増とならないように特例措置を講じるものとし、その特例措置に必要な原資は基金と別に持ち込む。特例措置を産山村につきましてはかなり格差がございますので特例措置をとりたいと思っておりますけれども、それに必要な原資は産山村のほうから通常申し上げます基金とは別に持ってきていただくというような条件でお願いしたいというふうに考えております。ちなみに資料の13ページをお開きください。下の表になりますけれども、一人当たり年税額の推移のイメージ図を作っております。現在一の宮町、阿蘇町さんが7万5千円程度となっておりますけれども、合併時点で7万5千円に統一をしたいと思います。そして波野さんは合併までに7万5千円まで持つてあがるということで最終的にはここに8万というふうに平成19年度となっておりますけれども、この8万という数字は繰入金等が一切ないとして4町村の税額をやった場合にいくらになるかという計算で出た数字が8万円でございます。最終的にはその額までもっていかなくちゃいかんと思っております。この間に現在平成14年度で産山村さんが5万3千円くらいですね、それを徐々にその額に合わせていきたいと思っておりますけれども、平成17年度の段階でもこれだけの格差はございます。17年から19年までの間のこの格差の部分については、産山さんについてはその財源をもってきていただくという形で調整をお願いできるかなということでございます。ちなみに14ページをご覧くださいと思いますけれども、他の協議会の事例としましても、税率については基本的には合併の時に統一するというような事例がほとんどでございます。

それともう一点、15ページをお開きいただきたいと思いますけれども、財政調整基金の取扱いについてでございます。これにつきましては前回必要な分を持ち寄るという形にしておりましたけれども、今回10パーセントに相当する額ということで明記しております。16ページ目の10パーセントの額は具体的にどういうふうになるかということで16ページ目に資料を載せております。ここに14年度末基金保有額ちょうど真中の表になりますけれども、保険給付費の10パーセントということで持ち寄った場合に一番右端に余剰基金額というのがございます。現段階で10パーセント持ち寄ったら、14年度末の基金保有額から積算していくら余剰金が残っているかということでございますが、この余剰金につきましては合併までの間にですね、各町村基金の繰り入れ等でお使いになるということでございます。ただこの10パーセント以外の余剰金についてはお使いになりますけれども、産山村につきましてはその10パーセントを持ち寄っても、更に基金の残額がかなりございますのでそれは別途にまた持ってきていただくという形で先程の調整をさせていただきたいということで考えております。国保税につきましてはそれ以外のところについては前回も説明等やっておりますので省略をさせていただきたいと思っております。

協議第 28 号（継続） 保育事業の取扱いについて

事務局次長（大塚）次に保育事業の取扱いについてでございます。これは資料の 25 ページから 38 ページ目になります。保育事業の取扱いについては 27 ページ目の資料をご覧くださいと思います。これは保育料の取扱いになります。保育料の階層部分については国の基準を参考にし、合併時に統一する。ということでお、保育料徴収基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整するというので、波野村の例という文言を入れさせていただいております。具体的に前回の話の中ではできるだけ料金は低くできないかというようなご要望がございました。ただし新市の財政状況との兼ね合いが当然必要になってくると思います。29 ページ目をご覧くださいと思います。現在の保育料につきましては各町村繰り入れを行ったうえで保育料を安くおさえております。波野村が 4 町村の中で最も保育料が安いところでございます。これで波野村の例に合わせますとこの表の一番右側になりますが、追加繰出金の必要額というのがございます。波野村の例にあわせた場合に追加繰り出しで約 6,000 万の財源が必要になります。ちなみにこれにつきましてはその財源の問題もありますので町村長会でも検討いたしておりますけど、少子化対策もありますし、女性の社会進出というのも当然今後の重要なポイントになってくるかと思っておりますので、やはり政策的な問題としてこれは打ち出していいのではないかというご意見が出ました。一応提案として波野村を例にすることで提案させていただいております。29 の 3 というふうに書いてある表をご覧くださいと思いますけども、先程の追加繰出金の必要額を半分の 3,000 万に抑えた場合にどういう結果になるかということで、この追加繰出金の必要額のところに 印がついております。この 印は当然繰出金が少なくなるということでございますが、その分は住民の方から今度は負担としていただくというような考え方です。提案としましては最も安い波野村の例によるということで提案させていただいております。その他につきましては保育事業の取扱いについては変わっておりませんのでそれは省略させていただきます。

提案 介護保険事業の取扱いについて

事務局次長（大塚）次に介護保険事業の取扱いについてでございます。資料の 39 ページ目から 45 ページ目になります。介護保険ですけれども保険料については介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期及び納付書発送方法、口座振替機関は阿蘇町の例にする。

40 ページ目をご覧くださいと思います。この第 2 期保険料見込額、保険料、月額と書いてあります。15 年度から 17 年度がこれはあくまで見込みで出しておりますもんですから、若干現行の数字と違うかと思っておりますけども、こういった額で 4 町村の介護保険料を決定しております。各町村の格差というのはほとんどございませんので、これについては合併時に統一する方向で調整をしていきたいというふうに考えております。

それと 43 ページ目介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については合併時に持ち寄るということでございます。現在のところこれらの持ち寄り基金というのは基金積み立てまでいたっていない状況でございますけれどもその時の状況で持ち寄ると調整はさせていただいております。

提案 保険衛生関係事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 続きましては保険衛生関係事業の取扱いについて説明させていただきます。46ページ目から53ページ目になります。保健福祉センターにつきましては現行のとおり新市に引継ぎ新市の保健福祉事業の拠点として活用を図る。

検診事業につきましては47ページですけれども、検診事業につきましては各町村で総合検診、個別検診を行っておりますけれども、各個別検診を地区ごとの総合検診として同時に実施できるよう合併までに調整する。なお対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整するという事で進めております。48の2をご覧くださいと思います。48の2が現在の検診状況の支出でございますけれども、個別検診を総合検診に移して最も各町村の中でいわゆる人間ドックといわれるものですが、各町村の中で最も安い額にあわせた場合にはここにありますように570万程度の追加が出てまいります。合併までに調整する中でできるだけこれにつきましては安い方向に調整し、これにつきましては早期発見というのがなされれば当然国保あたりへの影響も出てきますので、できるだけ住民の方が検診を受けるような状況にしていくのがいいのではないかとこのように考えております。

49ページ目の管内の公共交通機関、これは定期バス、送迎バスこれについては現行のとおり新市に引き継ぐ。

そして予防接種の助成については合併までに医師会と協議し調整する。なお、予防接種の内容及び費用助成については合併時に統一をする。52ページの予防接種を除く検診等については現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。そして53ページ目インフルエンザの予防接種これは任意分でございますけれども、合併までに関連医療機関と調整する。なお、費用助成については合併時に統一する。これにつきましては参考でつけさせていただいておりますけど、53の2をご覧くださいと思います。この任意分の自己負担額は今、上限が2,200円から1,000円までに差がございます。これを1,000円とあわせた場合には現在の4町村に追加負担額がいくらかになるかというものをシュミレーションしたものであります。これを参考までにつけさせていただいております。追加負担額がほしい370万程度ということでございます。詳細につきましては合併までに合併時に統一するという事でございます。

提案 児童福祉事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次54ページ目から57ページ目が児童福祉事業の取扱いについてでございます。育児手当の支給については、合併後は阿蘇町の例により実施する。そして出産祝金の支給、これは産山村が現在出産祝金ということで支給されておりますけれども、主旨が若干異なりますが、波野村におきましては第2子以上に20万円の支給がっております。これは若者定住促進対策条例ということで産業経済分野に入りますために、ここには特に入れさせていただいておりませんが、同様のものがございます。出産祝金につきましては補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施するというふうにしております。

これを単純に産山村の例で実施しますとやはり 3,000 万程度の経費が必要になってまいります。ただ事業そのものとしましては実施するという事で調整案は出させていただきます。

56 ページ目乳幼児医療費の助成これは一の宮町の例により実施するということです。身障児への補装具交付につきましては現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。

今回の提案事項は以上のとおりなんですけども、お手元に新まち建設計画という中球磨 5 カ町村合併協議会での綴りを参考にお手元に配らせていただいております。先程申しましたように今後各町村のほうと連携を取りながら具体的な中身を作っていくと思いますけども、先進地であります中球磨がこういった形で建設計画をまとめているかというのを参考までにご覧になっていただきたいということでお手元にお配りしていますのでよろしくお願ひしたいと思います。事務局のほうからは以上です。

会長(河崎敦夫) 今回の提案事項についての事務局の説明でございました。何か委員の方ございませんか。ないようでしたら、本日の第 14 回の協議会を終りたいと思います。終りたいと思いますが、今後の会議をどのような形に。事務局は。

日程第 6 次回開催日

事務局次長(大塚) それでは次回の開催日についてお願ひをしたいと思います。9月の9日火曜日 13時30分から会場は阿蘇町の農村環境改善センターのほうでお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。9月の9日火曜日 1時半からでございます。阿蘇町の農村環境改善センターのほうでございます。

会長(河崎敦夫) 最初からですね、第 2 火曜か。これが原則なんですな。だからそれを割り込んで予定を入れ込まれると困る。だからいいですか。その月の第 2 火曜日が合併推進協議会ということで決まったような形でございますので、どうぞご協力方お願ひしたいと思います。産山さんよろしゅうございますか。

日程第 7 閉会

会長(河崎敦夫) 本日予定してありました協議事項完全に消化することができまして有難うございました。なおまた協議会で色々ご意見賜りましたことにつきましては、誠意ある努力をしてみなければならないと思っております。事務局のほうもそのような形で取り組んでほしいと思います。ほんとうにご苦労さまでした。有難うございました。

事務局次長(岩瀬) 有難うございました。それでは以上をもちまして第 14 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を終わらせていただきます。尚前もってご連絡をいたしておりましたとおり小委員会メンバーの方は大変すいませんが、この会議終わりましたので下の会議室、降りまして左ドアの和室ですぐ小委員会を開催させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

午後 3 時 50 分 閉会